

第21回 広島県障害者 水泳競技大会



日時：平成31年4月29日(月・祝)

10:20～開会式, 10:40～競技開始

場所：広島県立障害者リハビリテーションセンター
スポーツ交流センターおりづる プール

主催：スポーツ交流センターおりづる

共催(予定)：広島県障害者スポーツ協会

後援：一般財団法人広島県水泳連盟 社会福祉法人広島県社会福祉協議会

(予定) 一般社団法人広島県身体障害者団体連合会 一般社団法人広島県手をつなぐ育成会

広島県知的障害者福祉協会 公益社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会

一般社団法人広島県精神保健福祉協会

東広島市教育委員会 社会福祉法人東広島市社会福祉協議会

協力：広島身体障害者水泳連盟 広島大学体育会水泳部

(予定) 広島大学トライアスロン部 公認障がい者スポーツ指導者

おりづるサポーター

申込締切:4月14日(日)

「第21回広島県障害者水泳競技大会」実施要項

1 目的

水泳を通じて体力の維持・増進を図るとともに、障害者のスポーツ活動の普及・啓発を図る。

2 主催

広島県立障害者リハビリテーションセンター スポーツ交流センター おりづる

3 共催（予定）

広島県障害者スポーツ協会

4 後援（予定）

一般財団法人広島県水泳連盟 社会福祉法人広島県社会福祉協議会
一般社団法人広島県身体障害者団体連合会 一般社団法人広島県手をつなぐ育成会
広島県知的障害者福祉協会 公益社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会
一般社団法人広島県精神保健福祉協会 東広島市教育委員会
社会福祉法人東広島市社会福祉協議会

5 協力（予定）

広島身体障害者水泳連盟 国立大学法人広島大学体育会水泳部
国立大学法人広島大学トライアスロン部 公認障がい者スポーツ指導者 おりづるサポーター

6 日時

平成31年4月29日（月・祝）	10:20	～	15:00	（予定）
選手受付	9:00	～	9:45	
練習時間	9:15	～	10:15	
開会式	10:20	～		
競技開始	10:40	～		

7 場所

スポーツ交流センターおりづる プール（東広島市西条町田口295-3）

8 参加資格 広島県内に在住（学校・所属施設・勤務先など含む）する以下の者

- ①身体障害者…身体障害者手帳所持者（内部障害を含む）で中学生以上
 - ②知的障害者…療育手帳所持者および特別支援学校、特別支援学級、障害者支援施設などに在籍する者で中学生以上
 - ③精神障害者…精神障害者保健福祉手帳所持者で中学生以上
- ※①②③とも年齢は平成31年4月1日現在
（ただし、全国障害者スポーツ大会出場選考対象者は13歳以上の者とする）

9 申し込み方法

- ・参加申込書に必要事項を記入し、平成31年4月14日（日）までに、スポーツ交流センターに持参するか郵送（必着）またはFAX・Eメールで申し込む。
 - ・参加申込書は実施要項添付のものを使用するかホームページからダウンロードする。
- ※FAX・Eメールで申し込む場合はTELで着信の確認を必ず行うこと。**

参加申込み・問い合わせ先 スポーツ交流センター おりづる 〒739-0036 東広島市西条町田口295-3 TEL: 082-425-6800 FAX: 082-425-6789 Eメール oridsuru@hiroshima-wsc.jp ホームページ http://www.rehab-hiroshima.org/ori-top.html
--

10 競技規則

- ・全国障害者スポーツ大会競技規則及び本大会申し合せ事項により実施する。

11 競技種目（競技順）

1	25m自由形	7	100m平泳ぎ
2	25m背泳ぎ	8	100mバタフライ
3	25m平泳ぎ	9	50m自由形
4	25mバタフライ	10	50m背泳ぎ
5	100m自由形	11	50m平泳ぎ
6	100m背泳ぎ	12	50mバタフライ

- ・障害、年齢、男女の区分によって参加できる競技種目が限られているので、詳細は「第20回広島県障害者水泳競技大会障害区分・種目一覧表」で確認すること。

※100m種目は全国障害者スポーツ大会広島県代表選手の選考対象外とする。

12 競技方法

- ・全て個人種目とする。（リレーは実施しない）
- ・25mおよび50m種目は一人2種目までとし、100m種目は2種目までとする。なお100m種目のみの出場は認めない。
- ・競技種目は、原則として障害区分別・男女別に行う。

13 表彰

- ・表彰は各レースの終了後、準備ができ次第行う。（すみやかに表彰場所へ移動する）
- ・身体障害者は各競技種目・障害・年齢・男女の区分毎に1位～3位を決定し、賞状とメダルを授与する。
- ・知的障害者と精神障害者は、各組別で1位から3位を決定し、賞状とメダルを授与する。
- ・上記以外の者には、記録証を配布する。
- ・100m種目については記録証のみの配布とする。

14 その他

- ・本大会は第19回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会2019」の広島県選手団の選手選考を兼ねて行う。（広島市在住者、内部障害者・精神障害者については、選手選考の対象から除く）
- ・主催者においては応急の処置しかできないので、参加にあたっては医師の診察を受けるなど、自己の責任において健康と安全については十分留意する。
- ・プールサイドはサンダル使用可。
- ・プール内及び、プールギャラリーでの写真・ビデオ撮影は当人のみにかぎり可とする。
- ・更衣室のロッカー（100円玉キャッシュバック方式）は必ず施錠し、貴重品については各自が責任を持って管理する。
- ・スタート時のフラッシュ撮影は禁止する。
- ・駐車場については、スポーツ交流センター隣のグラウンドまたは、職員駐車場を使用する。
- ・大会当日は、テレビ・新聞等の報道機関が来場することが予想され、選手の氏名・写真・映像がテレビ・新聞等で報道されることがある。また、大会プログラム・大会報告書及び当センター機関誌などに障害区分・年齢区分・氏名・競技中の写真などを掲載するので、このことを了承のうえ申し込む。
- ・第18回全国障害者スポーツ大会よりスタートの合図でイングリッシュコールが採用になったため、本大会においてもスタートの合図は英語で行う。

（「よいい」を「take your mark : テイク・ユア・マーク」とコールしてます）

- ・障害区分23に出場する選手は光を通さないゴーグルの着用を必須とする。

第21回広島県障害者水泳競技大会 障害区分・種目一覧表 No. 1

手帳	障害区分	番号	障害内容	自由形			背泳ぎ			平泳ぎ			バタフライ			
				25m	50m	100m	25m	50m	100m	25m	50m	100m	25m	50m	100m	
身体障害者	肢体不自由	I 上肢	1	手部切断	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎
			2	片前腕切断 片上肢不完全	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎
			3	片上腕切断 片上肢完全	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎
			4	両前腕切断 両上肢不完全	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎
			5	両上腕切断 両上肢完全 片前腕・片上腕切断	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎
		I 下肢	6	片下腿切断 片下肢不完全	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎
			7	片大腿切断 片下肢完全	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎
			8	両下腿切断 両下肢不完全	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎
			9	両大腿切断 両下肢完全 片下腿・片大腿切断	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎		
		I 上下肢	10	片上肢切断・片下肢切断 片上肢不完全・片下肢不完全	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎		
			11	多肢切断 片上肢完全・片下肢完全 両上肢不完全・両下肢不完全	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎		
		II 車椅子性麻痺使用 以下	12	体幹	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎
	13		第7頸髄まで残存	◎	◎	◎	◎			◎						
	14		第8頸髄まで残存	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	
	15		座位バランスなし	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	
	16		その他	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	
	III 脳索性麻痺		17	四肢麻痺（車椅子使用） 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎	◎			◎					
			18	両下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎
			19	片側障害で片上肢機能全廃（片側のみでの泳法者）	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎		
		20	その他の片側障害で走不能	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	
		21	その他	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	
	IV	22	浮具使用	◎	◎	◎	◎			◎						
	視覚障害	23	視力0から0.01まで	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	
		24	その他の視覚障害	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	
	聴覚障害	25	聴覚・平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	
	内部障害	27	内部障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	療育	知的障害	26	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	精神	精神障害	28	精神障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

身体障害者…◎男女別・年齢別 ○男女別・1部 ●男女別・2部

知的障害者・精神障害者…◎3年齢区分共通

第21回広島県障害者水泳競技大会 障害区分・種目一覧表 No.2 - 1

1 年齢区分（平成31年4月1日現在）

障害種別	年齢区分
身体障害者	1部（13歳～39歳） 2部（40歳以上）
知的障害者	少年の部（13歳～19歳） 青年の部（20歳～35歳） 壮年の部（36歳以上）
精神障害者	少年の部（13歳～19歳） 青年の部（20歳～35歳） 壮年の部（36歳以上）

2 参加可能競技種目

障害種別	参加可能競技種目	
身体障害者	◎	男子1部・2部 女子1部・2部
	○	男子1部 女子1部
	●	男子2部 女子2部
知的障害者・精神障害者	◎	男子・女子（3年齢区分）

3 身体障害者の障害区分

- ① 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、いずれか一肢の障害として区分する。
（両下肢が7級の場合は、片下腿切断に区分する。）
- ② 多肢切断や両上肢障害など、複数の部位の切断や機能障害がある場合は、3肢以上（多肢）や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない。（左上肢が7級で右上肢が6級などの場合は、片上肢障害として区分する。）
- ③ 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
- ④ 一側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
- ⑤ 関節離断は、上位の部位の切断として扱う。（肘関節離断の場合は、上腕切断となる。）
- ⑥ 両上腕切断者が片前腕切断の障害区分で参加する等、明らかに障害が軽度と思われる障害区分で参加することは認めない。
- ⑦ 完全とは、上肢や下肢の大きな3つの関節の機能が損傷を受け、補装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
- ⑧ サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によっては、最も上位の障害部位（上腕）の切断として扱っても、機能障害と扱ってもよい。
- ⑨ 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障害のある車椅子（筋ジストロフィー症など）の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
- ⑩ 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障害をいう。
- ⑪ 視覚障害の視力は、両眼の視力の和で判定される。
また、視野は、障害区分の判定要因には含めない。

4 競技上の注意

- ① スタートは、審判長の笛の合図で直ちにスタート台に上がり、足の指をスタート台の前縁にかける。（水中スタートは、審判長の笛の合図で水中に入り、少なくとも片手でスターティンググリップを含むプールの壁をつかんだ状態からスタートしなければならない。身体的理由により壁をつかめない場合は、身体の一部がプールの壁と底の両方についていればよい。）次に、出発合図員の合図でスタートの姿勢で静止し、スターターの音（フラッシュ）でスタートする。
- ② スタートは一回制とし、フォルススタートは失格とする。
- ③ 次の障害区分の人は、水中スタートをしなければならない。

肢体Ⅰ	両下腿切断、両下肢不完全、両大腿切断、片下腿・片大腿切断、両下肢完全、多肢切断、片上肢完全・片下肢完全・両上肢不完全・両下肢不完全（障害区分番号8・9・11）
肢体Ⅱ	第7頸髄まで残存、第8頸髄まで残存、下肢麻痺で座位バランスなし（障害区分番号13・14・15）
肢体Ⅲ	四肢麻痺（車椅子使用）、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能、両下肢麻痺、上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能、両下肢麻痺、片側障害で片上肢機能全廃（障害区分番号17・18・19）
肢体Ⅳ	浮具使用（障害区分番号22）

第21回広島県障害者水泳競技大会 障害区分・種目一覧表 No.2-2

5 障害区分の解説

■ 肢体不自由 I

障害区分名			解説		
切断・機能障害	立位	切断	1 手部	手部の切断者	
			2 片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者	
			3 片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者	
			4 両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者	
			5 両上肢	両上腕の切断者	
				片前腕・片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者
		機能障害	2 片上肢不完全	一側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	
			3 片上肢完全	一側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	
			4 両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	
			5 両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	
	下肢	切断	6 片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者	
			7 片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者	
			8 両下腿	両側の下腿の切断者	
			9 両大腿	両側の大腿の切断者	
					片下腿・片大腿
		機能障害	6 片下肢不完全	一側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	
			7 片下肢完全	一側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者	
			8 両下肢不完全	両側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能がある者	
			9 両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者	
上下肢	切断	10 片上肢・片下肢	片下肢の切断及び片下肢の切断者		
		11 多肢切断	三肢以上の切断者		
	機能障害	10 片上肢不完全・片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者		
		11 片上肢完全・片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者		
体幹	12 体幹		頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する） （四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない）		

■ 肢体不自由 II

障害区分名			解説
脳原性麻痺以外で車椅子使用	13	第7頸髄まで残存	片関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者 （片関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが物がにぎれない）
	14	第8頸髄まで残存	片関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者 （把持能力はあるが指を強く開いたり閉じたりできない）
	15	座位バランスなし	座位バランスの判断は、へその位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態 両手の支えなく座ることができる場合は座位バランスありと判断する
	16	その他	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車椅子使用者 （例：両下肢切断のため車椅子を使用している者）

第21回広島県障害者水泳競技大会 障害区分・種目一覧表 No.2-3

■ 肢体不自由ⅢⅣ

障害区分名		解説
脳原性麻痺 (脳性麻痺, 脳血管疾患 脳外傷等)	17	四肢麻痺 (車椅子常用) 四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車椅子使用者 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能 意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり, 走ることが不可能な者
	18	両下肢麻痺 両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者 (車椅子や杖, 松葉杖などを使用していることが多い)
		上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能 上肢の協調運動障害が軽度な者で, 走ることが不可能な者
	19	片側障害で片上肢機能全廃 片側障害で患側上肢でストローク動作ができない者
	20	その他の片側障害で走不能 片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが, 走ることが不可能な者
	21	その他 上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や, 片側障害で走可能な者等, 上記区分に該当しない者
その他	22	浮具使用 重度の四肢体幹障害をもつ者(筋ジストロフィーなど)で, 浮具を使用する者

■ 視覚障害

障害区分名		解説
視覚障害	23	視力は, 両眼の和で, 矯正後の視力で判定する 指数弁~光覚弁については以下の視力として換算し和を算出する。 指数弁は「0.01」, 手動弁~光覚弁は「0」として判定する
	24	

■ 聴覚障害

障害区分名		解説
聴覚障害	25	聴覚・平衡機能障害 音声・言語障害 そしゃく機能障害 区分しない

■ 知的障害・内部障害・精神障害

障害区分名		解説
知的障害	26	知的障害 内部障害 精神障害 区分しない
内部障害	27	
精神障害	28	